

集団的消費者被害



救済制度つてなに？

弁護士 小田 典靖

適格消費者団体による差止請求制度ができてから、4年が経過します。この間、あいち消費者被害防止ネットワーク（ACネット）を含めて、全国で9つの団体が適格消費者団体として認定されました。

各団体とも活発に活動しており、徐々に成果が積み重なってきていますが、実は、現在の制度では不完全なところが1つあります。それは、適格消費者団体は、事業者の不当な行為に対して差止請求ができるでも損害賠償請求はできない点です。言い換えると、悪質事業者から、不当な行為によつて得られた利益を剥奪することができないのです。

個々の消費者被害は少額です。従つて、個々の被害者が時間と費用をかけて被害回復を図ることは難しいです。そのために泣き寝入りせざるを得ない被害者がたくさんいるのです。

このような制度ができれば、今まで以上に消費者被害を救済することが可能になります。是非とも早急に集団的消費者被害救済制度を実現して欲しいです。

んいるのですが、少額の被害でもそれが集まれば相当な金額になります。悪質事業者からこの不当な利益を剥奪し、被害者に分配する仕組みが必要ではないでしょうか。

このような観点から、消費者庁において現在、集団的な消費者被害を救済するための新しい制度を作ることが検討されています。そして、適格消費者団体は、個々の被害者のために悪質事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起し、回収した被害金を分配することができる主体になることが期待されています。この新しい制度については、平成24年1月の通常国会において法案が提出される予定になっています。